

加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則に規定する
研修を定める要綱

平成30年 1 月17日

改正 令和 2 年 8 月21日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成27年規則第2号。以下「規則」という。）に規定する家庭的保育事業等における保育に従事する職員の研修を定めるものとする。

(家庭的保育事業に係る研修)

第2条 規則第20条第2項第1号に規定する市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）は、次のいずれかのおりとする。

(1) 子育て支援員基本研修（子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号。以下「子育て支援員国通知」という。）に定める当該研修をいう。）及び子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））（子育て支援員国通知に定める当該研修をいう。）

(2) 家庭的保育者基礎研修（家庭的保育者等研修事項実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号別紙）に定める当該研修をいう。）

(3) 小規模保育運営支援事業実施要綱（平成26年5月29日付け雇児発0529第19号別紙）に基づき実施された前号と同等の研修

(事業所内保育事業に係る研修)

第3条 規則第44条第1項に規定する市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）は、前条に掲げるいずれかの研修とする。

(小規模保育事業所A型に係る研修)

第4条 規則附則第7項及び附則第9項に規定する保健師若しくは看護師又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者は、第2条各号に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。